

平成二十四年十一月十六日受領
答 弁 第 三 二 二 号

内閣衆質一八一第三二号

平成二十四年十一月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員中島政希君提出第七回利根川・江戸川有識者会議における国土交通省関東地方整備局河川部長の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中島政希君提出第七回利根川・江戸川有識者会議における国土交通省関東地方整備局河川

部長の発言に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「本来の設置目的」及び「委員の意見を「聞く」だけの場」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、御指摘の「国土交通省関東地方整備局河川部長の発言」が第七回利根川・江戸川有識者会議における同部長のどの発言を指すのか必ずしも明らかではないが、利根川・江戸川有識者会議は、利根川・江戸川有識者会議規約等（以下「規約等」という。）に基づき、同省関東地方整備局長が、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（案）」を作成するに当たり、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第三項の趣旨に基づき学識経験を有する者等の意見を聴く場として開催しており、適切に運営されているところであり、今後とも規約等に基づいて適切に運営されるものと考えている。